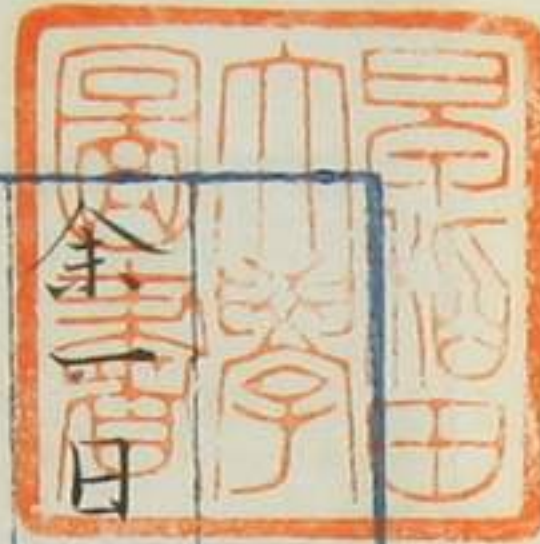


3937





大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

神職某の宅に招かれたる主人の懇意ある同職
二三人同席して種々と世上の話をすす中間答へること
左の如し

甲氏曰く近來朝野一般種々の政治論あり又國會開設の
期も已に近き人心も何となく安うぬ様に見請けたり
銘々共ハ平素人民を教化するを以て自ら居る身
分より祈るが如し此際徒らに傍觀してを待つハあまり
すまい人より先世の弊を矯免直したり人のいかに心
づらぬ先世將來の事を知りて世の先導者たるのか人
を教ふる者の如分であるう神職仲間の主義ハかやう
であるとは然世は明りて尽力したいかと思ひま

す諸君のいふ、思召される

乙氏曰く貴君の論尤るれども元来教法と政治とハ別物
よて教法家の政治ニ関係したるが爲ニ種々の弊を生じ
それよりこりて教法と政治とハ別よしたのが文明國の今
日の有様とすいてをるそこで私の論も君と反對よて銘
々の主義を今更いふまでもなく敬神愛國の外ハるい
ら神祇を敬一國家を愛護するやうは人心を喚起さ
へせんバよい事よて其外は政治上ニ関係する事を彼此
いふと此ハ世間を教唆するも同様よて甚よくるい事て
ありまれば別して朝旨を遵守せねばならぬのは政治上
の主義が万一朝旨と合はぬ事がありてハ職分が立ちま
せぬふんと諸君さやうでござらぬ

右の問答より甲論ト乙駁トて勝敗定まらば終は私の裁
判よて議論の當否を決して貫ぶがよいといふ論者か
ありて辞退すれども許されず然らば私の所見を述べて
諸君の参考ニ供せんとして論トま

余曰く教法と政治とハ素より別れてある方よりいれ
ど然きバとして教法家ハ時弊を矯正することニ関係して
ハ害ありといふ道理ハ更よよい只政治家よて教法を厄
右したり教法家よて政權を掌るのが悪いとすすまの
るでござる元来教法家ハ本来のあ心を専らに教ふる者
るれども弥張り現世の事より關係し慈善の業ハ教法部
内の受持といふか如きは文明國の現状で何うも人を
救ひ國を利する爲の教法るれば時弊を矯め直したり禍

を未萌の防ぐ一岐に至てハ政治家は先じてする位の智
略才力あるてハ教法の効ありませぬ昔の政治家は
名高かりのハ皆こゝに眼をつけて世間の先導者となり
て人より後れずして働いとら世より信ぜられ人より尊
まりて教法を盛よしたりのてありまは自分ハ教法を
阿るうら未来の安心を説く外ハ現世の事ハ國が滅ぶと
し人の生命財産を害する事あるとし之ハ關係せぬと
いふものハ昔より有つゝ例は多く又阿るべき筈もい
事でござる別して神職方ハ國體を本として教を敷り
るゝるまれば國體の立つと立たぬと大關係ある政治
上の利害得失を傍よ見て黙してとられてハ神道の本意
とハ思ふれませぬ耶穌教が流行してハ國體に害ありと

り痛むるやれませぬが夫よりハ無宗教家はと恐しいかの
はるくて風俗を悪くし人を害するハ耶穌教下るとて無
宗教家の道徳を顧みぬ人はありませぬ能く心持てお
きるさかぬハ恐ろしい事でござる又古より政事の方
が道徳外よのこ出る様あると此の國の風俗ハ破れて
禽獸社會と變化するは相違ありませぬ殊に法律を以て
世を治むるは兵力がなくては法律の効もないかのさ
れども人を悦服せしむるハ道徳の力より阿るべきか
天子様を日本人の供奉して敬慕するこゝろを厚くせしむ
るハ法律の力より道徳の力よりぬはるうませぬ如
此論にて見れば國體を本として組立てる神道の政治家
ハ政事上の事より考を及ぼして時弊を矯むる為は兵力

せねばなりませぬ時事は感ぜぬ様の腦よてハ國を利し
人を益する布教の働きハ出来ませぬ又朝旨政令を遵守
することハ勿論教法家の應は務むべき所のことでござ
る何と云へば教法家ハ人道を基とする教義を奉じ朝旨
政令もまた天理人道の外は出づべからざる筈の者よ
て両者ハ期せざんして相同じらるべき訳るんばなり故よ
教法家の安心立命の地ハ是の教義を奉じて他を顧みん
自然と朝旨政令よ合するに在り是の教義を指て漫は朝
旨政令を採り迎ふるに何らざることでござる若し教法
家よる者が一とび右の本末を誤るときハ其末弊遂は阿
諛の人物を生じ上ハ神祇の怒よ觸れ下ハ天下は疎斥せ
らるゝよ至るべし又政治上の主義持説が世上よて保守

とか改進とか急進とか種々様々よ分れて来れば教法家
の主義も何れよ々定まりがらきてハ昨日ハ保守黨の主
義よ適ふ様よ人心を教化し今日ハ改進の目的を以てし
明日を又急進主義とりし様よ後身内閣更迭し政府の主
義の変わる毎に布教の目的も之と共に變りてハ教法家ハ
他人の奴隸同様よて自己の確守する主義ハない有様よ
なりませぬ夫故よ教法家ハ立教の主旨よよりて政治上よ
も保守とか改進とか急進とか一定の主義を定めてお
ねばならませぬ諸君よて他人の奴隸となるを厭ふぬ
との覚悟なきハハハ事しるるれども若し日々の両者の
如く國体を維持する為よハ勉めねばならぬ人民の為よ
ハ働らねばならぬとの精神と存じませばハ主義を一定し

て時弊を矯め國家を利する手段は於て一人は後此は世
の先導者と云ふさるるはなほ事ごとく
神職皆曰く御言論は主義の一定はすべしと云はる解
しましに少くは神道の國體と興廢を共にすべしとの
ごせんは國家の利害得失は、ある政治上の處置によ
と心得て時弊を矯むる事は其力に依りてなすべし
つきて如何様と云ふはよいでありおしやう
余曰く良醫の病を療治するは先病根のある所を診察
して然る後之に應じて藥劑を施すか故に能く治効を奏
するは諸君の知りて、か如し然れば諸君は我國の國
體ハ如何あるを之を以て如何あるかより維持し奉
て將來如何ある方法を以てせば維持するを得るかと先

以て國體の起る大由を明らめしめ、其維持法を立る
の順序より從來神祇の説を考へて國體かとのことと説
う、所は誤りあるべしと云ふ事もあると或は私
の誤りももあるべしと云ふ事もあると諸君の主張する、國
體説と一應承りたる上管見を述べますやう
乙氏曰く國體ハ皇祖天照大神の勅より定まるる
のよて天子様ハ國體の本であり、また故に天子様の御系
統萬世一日の如く續きまはる國體の存する所よて如此
維持し奉るは國民の敬神を皇の志甚深きは因るかの
ごせん然れば此未國體を堅固にするは益人民をして敬
神の志を厚くし皇祖の神勅を守りて忠君の心を養ふ
はありと存じます

甲氏曰く私の論ハ貴説と違へり即論の如く天子様を國
体の根本とすれば此國ハ天子様の有であるうと思召し
叶ふれん御位を譲りなされようが又ハ外國人ハ此國
を與へ推むさうが申さバ天子様の御心次第とりの様の
りのるれどさうハるど又西洋凡ハに醉する者ハ國ハ
民々本とるうと口癖ハ申しまするが其訳るんハ日本國
ハ人民の心まう也よて共和政治ハ致さうが他國の支配
を受けようが獨手とりのむき答るれど決して左様の事
ハ心算ぬ其訳ハ我國ハ天子様の御先祖在天諸皇の有で
有て天子様ハ御祖先ハ代りて之を治せりやのて何る
そこで此國体を堅固とすハ宗廟を尊敬す人心と養
ひて天壤無究の神勅を守りむるハありと思ひまけんつ

きまて私の考ハ此未御系統ハ永く続きたるやれり
日本と治免なせる大政の権力とりりの天子様の御
午をとるれてハありませぬ備や足利の天下を恣す
天子様を有てまいる様の仕向と一徳川氏に至りてハ
大層天子様を尊とすたるんじ強張り政事の権力ハ
徳川氏の手にありませり天子様の御威光ハたぢあせむ
是ハ國体ハ背く事であらうと復して維新の聖代
とハありませりたよて是でこそ國体もまますが是ハ一
の憂ふべき事かありませり外國と交際の際の完事たるうと一
も西洋ニも西洋と西洋の善い事を採用ハよいるれど
政治の大本ハ安するまが西洋凡の仕方は習りて二
十三年よて國會も開くるんハ政治ハ人民の多数の意見

よて處置す。こゝよりありおしやう夫下ハ天子様の御手は
御持よりこれに政事上の権力を人民より分ちて與へるべき
と同様よて人民の方より力を持て来れば天子様の御威光
が減下ハせおいうと思ひます。天子様の御手は獨下ハ國
を保ちるべきをむづりて天子様の如何に心配を
されても三千八百の國のたつたぬも銘々の嘴
を容るべきりのであつて傍觀して居る様よてハそれも
すく國の重大事故は三千八百の國の爲は生命
財産を捨てて國體を失ふてハるぬとす。愛國心を記
すばあづむさうす。ハ國家の事は關係して法
の利害をいそせり。租税の取立方の得失を申すたり
はねハるぬ誤るれども人民の意見と問ふたり論して

せりす。このも畢竟ハ國體を保持す天子様の御威光を失
てめやうす。外ハないか。このこゝハ人民よよく心得
たおあるいと人民の方より力を持つと其勢よ乘りて下
りて上を凌ぐ大害を惹出して中古以来武家の手は
りし時と同様は政治の権力が人民よこりてハ大害の
るてあり。まに彼等を考ふるよつて宗廟と云ふと神勅
と重んずる人心を養ふのが國體を傷つ根元と思ひます
余曰く其御論ハ私も同意よて國體ハ皇統一系を以て根
目とし大政の権も天子様の御手は握り玉ふと最も緊要
あり。若し政權が天子様の御手は在らざるよ至らば天子
様の虚器を擁し玉ふといふ。至らばのよて武家專權の時
代と異なることあり。まに彼武門の政權を專よせハ

人皆國体は恃ることを知り然れに國体の存亡は政權が
天子様の御手にあると否とを在りしりして然るべし
乍去政權が天子様の御手にあるといへばとて專制壓抑
の政が宜しと云ふの意味はあづん此問は大切の區
別あり今仮に土地所有權を一例として解説致さん或
る論者は現今帝室の御料地を定免人民は土地の所有權
を与へられしりが為る日本の土地が或は帝室の御料と
るり或は人民の所有地たる區別の四年たるを以て普天
の下土地は所らざるべきの義を遂ふとして國体は恃る様
は思ふ者もあれども是は天子様の政權の下に土地所有
の區別を定められしりまでのことなりて日本帝室の土
地は日本帝室のみの存するに於ては毫も變動するべし

玉体は恃る澤しあづん其は建玉の初より明治の聖代
の上はまて照りて確たる證據が有りまん諸君の常は
主張する通り皇統一系の國体は皇祖の神系よりして
定まりては未第家の後までも天子様が政治の大權を掌
りあされしこそ國体も立つしりかのでござるそこで
日本の地面は依然として變る所である益山野の開拓物
産に記る鉄道汽船電信其他百般の事今日も倍倍して盛
あるとて天子様の御位も變動ありては皇祖の建
玉ひし日本玉は亡び大國主神の譲り玉ひし大政の権力
は減したりしり益まりのてござる其訣は日本玉の玉
体は地面の上は建玉たるものるれを皇祖の建玉ひ
し玉体は政治の紐の上は存するかのて建玉の初は國神

の新なる地面を引上げて帝室の所料としてたるよ、
らん此處を治むる政權を大國主神の所手をはたさして
天子様の所持をせんとのてありまは故に皇祖の大國主
神と稱して汝所治顯露之事宜是吾孫治之汝則可以治神
事とあり又皇孫と稱して蘆原千九百秋之瑞穂國是吾子
孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤
無究者矣とあるを政權を奉りて天子様の有とて玉へる
して皇統一系萬世に君とすして政治をなすべし地
と定む玉へるりのてりる然る中古大政の權を民及武
門と稱りしより壓制束縛をさすり所をく人民を牛馬の
如く視るして生命財産の生殺を奪は執政者の手とあり
す一たハ天子様の國を治め民を撫で玉ふ聖旨は宵々皇

祖の皇孫と稱し玉へる神勅と悖るものるれむ皇政復古
の後人民は土地の所有權を玉へ玉ひハ皇統一系此土
は君臨すんが旨は復し玉へるりのてりる則ち中古以
來ハ人民の所有物さへ執政の壓制苛政を以て自由と與
奪一貴重の人命さへ武家の恣に生殺せハ國体と悖る
証あり故に建國の主旨は基きて天子様の所威力とい
へし人民の生命財産ハ恣に與奪すべし玉へる玉を示
し人民として各其權利を重んじ契約を玉へすべし玉へ
る玉を知らしめられ玉へる玉のと思ふ玉何とる玉ハ政治
を玉へす玉旨ハ人民の生命財産權利を保護して我ハ彼の
為と玉奪せ玉れれば彼ハ我為と玉生殺せ玉れぬ様は彼我と
保護す玉為の者ある玉保護す玉き政權を以て保護と玉

とべき人民の所有を恣に奪してはありやせぬとてあ
りまらば中古人民は土地所有権を公許せざる時代
といへども人民の間は賣買するは年限を定めて譲渡
し又ハ貸付るの名義にて所有する契約をなしたりとの
よて政府は對して人民の所有権を如何にも實際
人民相互の間はその権力を有ちたりとは諸君の知り
いか如しそこで此を保持するは君民の幸福を一
致するに在りよす此島准后論にて曰く神ハ人を
安するを誓ふは天下の萬民ハ皆神物なり君等とい
へども一人を樂ましめて萬人を苦すむるハ天の許さ
ざる神の與にせざるなり故に政の可否は隨て皇運
は汚隆ありべきなりと皇祖の皇孫は就して治めよと

寶祚の隆るは天壤と共に無窮あるべしと詔すは神慮
のありしを以ては歴代の天子極皆此神慮を以て神心と
して國を利し民を安んじむるに在り故に神武天皇
極の詔は大人の制を立つ義は時を征ふも民は利あり
ハ何ぞ聖道を妨げんと又崇神天皇極ハ我皇祖諸天皇の
宸極は光臨するに在りて一人の爲めも蓋神人と司
牧し天下を経綸する所以なりと勅すは又仁徳天皇極
ハ君ハ民を以て中と爲す民の貧ハ朕の貧なり民の富ハ
朕の富なりとのりむいし神心は益其御心と天
下は明々ト示しむいし神明は誓約ありて一廣く會議を
起し万機公論を決すべし二上下心と一よして盛は經綸
と行ふなり三官武一途庶民に至るや各其志を遂げん

心として倦ぢやぶらぬことを要す四旧来の陋習を破り
天地の公道を基くべし五知識を世界に求め天子皇基を
振起すべしとの五事を以て國是を定めむい又御宸翰を
中章以来朝政衰へ武門権を專し名ハ朝廷を推尊して
實ハ敬して之を遠ざち億兆の父母として赤子の情を知
る能くざる之の遂に億兆の君たるハ唯其名ありのこま
至る是々為今日の朝廷の尊重者若し倍するが如く
て朝威愈衰へ上下相離るゝと霄壤の如し斯の如き形勢
よして何ぞ天下に君臨するを得んや今や朝政一新の時
よありて天下億兆一人も其節を得ざるものあれば則
皆朕が罪あり故に今朕身骨を勞し心志を苦しめ艱難の
先よはち列祖の蹤をみし治績を勤免天職を奉せば億兆

の君たるに留らざるべしとかしやむい又八年四月十四
日の勅に朕即位の初首として群臣を會し立事を以て神
明に誓ひ國是を定め万民保全の道を求む幸に祖宗の靈
と群臣の力とに頼り以て今日の小康を得たり願ふに中
興日浅く内治の事當に振作更張すべき者なりとせば朕
今誓文の意を擴充し茲に元老院を設け以て立法の原を
廣め大審院を置き以て審判の権を鞏くし又地方官を招
集し以て民情を通じ公益を圖り漸次に國家立憲の政体
を立て汝衆庶と共に其慶を頼らんと欲す汝衆庶或は旧
に泥に故に慣るゝとなく又或は進むに輕く為すに急る
るをなく其れ能く朕が方を仰いで翼賛する所あり又同
年六月十四日の勅に朕踐祚の初神明に誓ひ一行意を基

き漸次之を擴充し全國人民の代議人と召集し公議輿
論を以て法律を定免上下悵和民情暢達の路を定免全國
人民を以て各其業を安んじ以て國家の重を擔任すべき
の義務あるを以てしめんことを期望す故に先地方の長官
を召集し人民を代りて悵同公議せしむ乃ち議院憲法を
頒布す各負其之を道奉せよ又十一年に至りて府縣會を
開らしめ以て人民をして地方税の支せと議する事を
得らしめ以て又十三年二月二十七日地方官を勅諭し以
て今日爾等地方各官陪讌の歡を得るは當り朕親しく
告ぐる所ありんとして朕即位の初祖宗の靈を頼り大政を
興復し繼で郡縣の制を廢し曠古非常の改革を行ふ當時
朕猶幼冲よりしも爾等臣僚と朝夕致々する所の未

と嘗て一日も國を安んじ民を利するは可くせんばあり
ず爾等私年奉行する所皆漸次之立憲の基を經始して朕
が初志を暢達するの楷梯進路あり願はるは維新以來百
般經營の事略其緒は孰とも前進猶遠く其功を待てん
民新に否乱を離れ教育の通未だ遍らざる士の学文ある
りの多しハ産業亦く農商の資産ある者概ね智識も乏し
是皆爾等の知る所あり朕常は在廷臣僚と遠く慮て以て
謀る所の者ハ國の政事の宜しく歩を逐ふて進み漸を以
て施し之を行ふは順序を以てすべし爾等地方各官民情
に通ず必能く朕が心を諒せん地方施治の事朕一に奉て
以て爾等も委す士の恒産を以てざる者爾等之を勸動し以
て其業を就らしめよ農商の未だ教學も乏むる者爾等

之を董臨し以て其知識を長せしりよ人民の政路に熱心
し大局を解せんして或ハ躁進過激に涉る者爾等之を訓
告戒飾し方向を誤りしむることを勿れ要之爾等廟議の在
る所を体し人民を匡直輔翼し以て朕が漸次し歩を進む
るの志を賛けよと特し十四年

朕祖宗二

千五百有餘年の鴻緒を嗣ぎ中古紐を解くの乾綱を振張
し大政の統一を鑑攬し又夙し立憲政体を建て後世子孫
継ぐべきの業を為さん事を期す嚮きし明治八年し元老
院を設け十一年し府縣會を開きしむ此皆漸次基を創め
序を循めて歩を進むるの道し由るにあらずるハあり爾
有衆亦朕が心を諒とせん顧らるるし立國の体各宜きこと異
しす此常の事業實に輕奉し便るるべし我祖我宗照臨して

上は在り遺烈を掲げ洪模を弘免古今を變通し断つて之
を行ふ責朕が身あり將し明治二十三年を期し議算を
召し國會を開き以て朕が初志を成さんとし今在廷臣僚
は命し任する時日を以て經画の責は當りしむ其組織権
限に至りてハ朕親ら衷を裁し時よ及で公布する所あり
んと朕朕惟ふよ人心進むは偏し時運速るるを競ふ浮言
相動かし竟し大計を遺る是宜しと今よ乃で謨訓を明徴
し以て朝野臣民に公示すべし若仍故らる躁急を争ひ事
業を煽し國安を害する者ありハ處するは國典を以てす
べし特し茲し言明し爾有衆し諭すと謹て以上の詔勅を
しういひ奉るるは天下の憂先んじて憂ひ天下の樂後
れて樂しむるハ天子様の御心しして至尊の所身を以

て斯民を安ずるが為は艱苦を厭ひむとざるハ實は感徳注
の外なきことあり然れば天子様の而為は忠なりんやする
この聖慮のある所は従ひて人民の幸福を進むる午候を
天さねばあづむ天子様の而る學と人民の幸福とを消長
と共にするものなれば人民の幸福進むは至れば天子様
の而る學を匪むること譬へむ百川の水充つれば大海の
まの水量と増すか如し若し人民の幸福を採へずば天
子様の而る學を計らんとせば聖慮は背く不忠の所為な
るのこあづむ百川の水を涸りて大海の水量を増さん
と計るか如きものなれば其目的を達すること能ざる
あり故に此國体を保持するも人民を安んじて其幸福を
増し以て君民の幸福と一致ありむるは在りと思ひます

乙氏曰く貴説よて國体のある所を詳しむる然れども甲
氏の論ぞれれゆる通り政權ハ天子様の專有あり玉へハ
國會を開きて人民の代議士を集め立法の事を議せしめ
るるハ政權の効分を人民に与へ玉へ道理ハありま
せぬり別して言論自由なりし事ありて人民の思想
を勝手よしむ様よてハ議論むかりやありとありて人
民が己を豪權利と重する事の厚くあるは従ひて議論
ハ四分五裂して國家を治めなざるは困難するは至り
申すんや
余曰く神代は大事ある毎は百神を會して其事の處置
法を議せしれしこと古史に見えしるハ即ち代議士を集
めて國會を開き玉へ根柢といふてよむべき國會

の紐をこそ西洋より実験ある法をなすひて定め玉へれ
廣く衆を議して事を所置するは善なるは過るは天子様
の聖徳の然りしむる所でありおん天子様の聰明英智よ
まして善なるを遠観し玉ふ上よても举措處置の如何ハ人
民の利害を問するうす民間の事ハ人民を諮ひ玉ふほど
錯誤なきといはるい故に國會を開きて議せしめ言論を自
由にし玉ふるじハ政治を重んじ玉ふハ聖慮を増進する良法
なり又言論の自由を許し玉ふハ聖慮を増進する良法
よて天下の望ハ如此とし玉ふを知り玉ふハ言論を自
由にして言ひたいと思ふ玉ふを包み籠りなくいとせぬ此
ありたいと望む玉ふを十分論トせざるは人民の思想
希望の分る玉ふないでござる人民の望を穿きて人民を

治むれば政治の實地は行われ易くして利益ある玉ふ之は
過ぐるはないかき善きが上よも善くれと思食す天子様の
の所じよむむ然るべき玉ふでござる殊に天子様の所心よ
を如此すれば人民は利ありと思食す玉ふ實地よてハさ
るない時し玉ふといハ申し難く如此してハ人民の迷惑を
らむと斟酌し玉ふ玉ふし實地よて人民の希望するも何ん
べからず言論を自由にし玉ふハ譬へば鏡をうけおきて
身体を修飾するか如きかのよて是は目的の遠をぬて
ハこざるぬ又言論自由よありて議論をかりやるすく
ふるよとの心配もあれど其議論のやるまのいのか人民の
権利を重んじ國を盛するの意いからの訣である故銘々
は論じらける間ハ國事ハ偏らば傾くべし中道を進む

行く様なるれば危険なる國を保つてはありませう
うしてあるゆゑかうせぬばかりと論ずる者もない時は
ハ釣合が悪くありて一方は偏り傾く様もあるうに國家
ハ危い境界に立ちますゆゑと前後左右から引いたり押
したりする力があれば一方は傾く憂なく真直に立つハ
物の常態であるが國家の事しすも同ト道理で國ハ政府
と人民との相引き相押す力の間を立ちて文明は進むの
法をみすかのと知り玉へ夫故は議論のやまよいハ憂
ある所下あつて國家の幸福とありませう反對の論を立つ
るものもあく政府の意見次第とあるを取扱ふより人民
の言ふ次第は政府がまかりする様でハ暴風は十分の帆
を揚げて走る船と同トく船脚ハ速よて愉快なれども

ふとするは突如で沈没する憂がありますので政治上
よし反對の論あるハある過るくして進む指針とりよべ
よりのでござる又國會を以て代議士は立法の事を議
せしめられても裁決の権ハ天子様とありて國會の會期
を延引しより國會を解散したり上院に入る貴族の負
を増したり大赦又ハ特赦を奏して罪人を赦したり外國
と和戦の決をするやどハ天子様の特権があるうに國事
と人民は議せしめらるゝとして天子様の御威權を弱くす
るの殺ごのとりは事ハ更なるい訳して却て天子様の事
事を裁決施行しより上は過るさ様とする大利益があ
りますからあるゆゑとてよ一憂をむ能くいれおらぬ
ハありぬるハ天子様の為世は保つてせむべき御尊榮を

計るよつきて行政の責ハ宰相の負ふ様とする一事あり
何と云れハ天子様親より行政の衝に當りてハ責の
歸する所ハ怨の集る所となることを免れど又万々一も將
来若と尊皇に托し帝權を任せて威福を恣にする徒ある時
ハ天子様を危険の地に置き奉る詎るハあり故に天子
様ハ神聖なまして犯すべからざる深遠の地に御位を占
拠せしむひて行政の責ハ内閣首座の大臣即宰相の負ふ
こと、すべきをてこざる古より行政の如何よつきてハ
時の大臣其責に任じたるハ我國の慣例よて攝政とか関
白とかの上よ止めて毫も天子様の御上よ及ばざらむ
ハありすやぬまして立憲政体を立られ國會を開かる
よ至らハ内閣大臣の交迭ハ多烈あり政黨の望こよ任す

べき筈なれば行政の責ハ内閣首座の大臣の負ふ所と
すべからむ必ず如此なるべしと思へり然るよ如此な
る時ハ天子様の御威權の脅くある様と思ひ誤る徒に
しとハいひ難けれどかくありてこそ天子様の御尊榮を
萬世よ保全する詎るれ其ハ内閣大臣を保守又ハ改進黨
進主義の人々交代して行政の衝に當るも天子様の政黨
は關係なく全國衆民の上よ立つておひて内閣方は肩を
持ちしむよしありて國會の方よ御力を添へしよしあ
りず唯國民多しの好む所を採用ししよ詎るれハ内閣の
交迭ハ幾回よるよとの國會の解散を程度よ至るとも夫
か為よ毫も聖徳の増減することあるハあり實に我々ハ
其維新以來無量の御恩徳を蒙りて農工商といへども其

身其供よして切あれば位勳を賜りたり拜謁を許され
しり又府縣會ハ勿論國會の議負よしるりめて大改の
利害得失まで議することを得さしめむは極よるれり是
等のことハ我々の祖先の夢よし知らざる境界よて我々
ハ祖先より後層倍倍れたる位置よ進まりて下され僅よ
二十年以前までハ牛馬同様に扱られ者なることを思
へハ貴重の人間よ生れ辱らして下されたる再生の御恩
あり天子様よて御歴代の中よし別して明治の聖徳を疎
略よ思ひてハ人間實利の尺るものあるハ此御恩報の
為よし天子様の御尊榮を進め奉りて以て未社會主義杯の
悪凡ハ我國よ傳傳し來て時勢如何よ轉ずればとて人情
如何よ變ずればとて我國人民の身よして天子様の御上

よ對してハ毫厘も忠や角と啄と動らすことのみき様よ
せぬハありませぬ夫ハ前よりよ通りあるは錯誤なく悪
をなさしめたる天子様の聖徳あるハ大改上御般の事よつ
きて善するれば天子様の御聖徳よゆし奉り過あれば大臣
之が責よ當る仕組よするより肝要なることなし如此す
るハ實よ天子様の御尊榮を萬世よ保全し奉り神聖の御
威徳よ永遠よ傳へて仰ぎ奉る臣民の職分を尽し極まり
といふべきことぞござる

甲氏曰く然らば政治上よ関する神道教法系の主義ハ如
何よ定むるも國体よ叶ふりのとせん幸よ言論を惜ま
ず洩しむるは獨私共の方向と誤らざるの幸福のこある
ず教化する信徒として皇統一系たる日本帝國の國民よ

る分を誤らしめざるの大利益あり希くても宗教を棄れむ
へ
余曰く御尋問の件ハ大切至極のことからて一歩誤りて
も國家の害となる譯である故に容易にやうすべきもの
のもし御答申しらぬます保するがら私の執る主義ハ如
此みてハあつめと定めてもりまじバ一通り同語を致
しませ故に諸君もよく研究して國家の爲は御力なされ
れたし神職方ハ甲氏の御論の通り世の先導者として何
れ力あるべき神職分でありあがり近來ハいふに
まじりやう此處の神社も彼等の教會も祈禱や神呪又を
葬儀や靈柩を午廣くするこゝとよのこころが入つて平常説
おいて教會を弘むる。とは柵は阿部を甚きハ説を演

説ハ下職の力のすべきとて居りて居らう。向
きも何らハ實に警ま入るこゝとて居り如此有状でハ
國家の爲は御力なされハ思ひもよめこゝとるんハ何卒諸
君ハ一奮發をされて衆教法家の標準とあり神道衰ハ時
勢に迂遠ありと嘲り神官ハ無氣力ありと笑ふ者共を警
りて三千八百万の者が眼を覚めて神道の旭光を仰ぎ
見る様よいたいのて居る

甲氏曰く貴論の如く神職は有為の人の出づるハ恥入る
ことよて昔より神道家の有力量者やまきハ敬神の主
義を取違へ已のなすべき事を抛ちて依頼するを敬神と
思ふたり闇雲は頭を下げて拜するを敬礼と思ふ。うな
どする依頼心卑屈根性の終は神道衰を無氣力に陥る

欠けたありありやう往事ハ悔いてうへどねハ是うと一
大奮発として世上の眼と覚さぬバありませぬ夫もつき
ても世上は種々の主義ある中よて我々ハいゝ様は定め
ていゝあり手紙を以て保持してよいりのよや言論を異
り交いしてござる

余曰くまづ主義を定むるよハ保守改進黨急進の三種の中
よ於ていつれも最も我々の教義よ叶ひ國体よ合ふりの
といふ調査をなすねバありませぬ保守の字義かり思ふ
と何事も従来の仕組従来の事を改めず古風を保持する
主義の様あれといふ左様の証はあらぐん又改進黨といへバ
而事を改めて従来の秩序習慣を破る主義の如く聞ゆれ
ども決してさる意はあらぐん保守も文明よ歩を進むる者

よハ改むるをあり改進黨も國の秩序を保つ者よハ旧慣を
替へたりとあり唯保守ハ旧慣を保つ方よ厚く改進黨ハ改
良する方よ厚き差ある説でありませぬ又急進黨ハ改
進を急よする方よて國の秩序旧慣よ泥ます平等均一を
目的と貴族をも無用と天子様と人民との間よ階
級を置かず全國人民の位置を同一よする様を傾の者で
ござる之を改體の上から申せば保守ハ君主專制の如く
改進黨ハ君民同治の如く急進黨ハ共和政治の如きりのであ
りおしやう併しなごり共和政治ハ保守主義ある君民
同治よ急進黨ある君主專制ハ改進黨あるとい
ふてハござるねども先各其の主義の旨とする所から其
陥り易き極端を擧てたの如く後よ譬へて申した説でこ

かり又此外は社會主義が西洋に流行し、まは是は旧
來の秩序を凡て破りて財産も平均として貧富の懸隔な
い様子を致さねばならぬといふ意と思はれて共和政治の
今一步進むたらしむるのよて貧民も都合よい主義である
なり。此は我々の肩こむりのハ多しを貧民でござるなり。日本
も此未貧民の如く沢山あるハ流行せまいものよし限
りませぬ。そこで神道の主義ハ私の考よてハ改進ある
と思ひます。政府の政略も漸次改進の方向に向ふなり。都
合よきでござる國學者先生も、ハ旧來の仕組仕來を
替へて國体は安んずるとかいはいて古風の追々を改まり
廢さるゝを歎息をまするれど其大切とする古風ハ建國
の初かりの仕組仕來り通りなるを稀よて多しハ中世よ

儒学や佛法の盛を行なへし時代は生じたるであり、あす
から國の旧慣ハ容易に改めてハありませぬれども、さ
ればとて今日ハ利益なく文明は進む障礙とするハ二千
年以前からのるで、替へねむ國の爲は、あやめぬ殊
は時勢の變りも氣候の變る様のため、下制度文物を衣服
の如きもの、でござれば、二千年以前の事を其供に今日行
ふこととするハ、暑中、冬寒の節着るる衣服を用ゐんとす
る様の記でござる、そこで人類を勿論百般の事物の
進歩するハ社會の大法よて、如此人類万物の進歩するハ
天地万物を創造せし造化の神慮の在る所よて、今ハ古よ
り幸福を増し將來ハまじ、今より利益を進むるハ造化の
目的でござる若し造化の神慮が此点よない、認るるハ何

故に古今の景況は如此幸福の差別を有し、まゝやう人の
性情より考へては、昨年より今年が利益多うれと希ひ
来年はより今年より幸福の増えしと思ひ、我代よりハ
子の代と行末益幸福の増加を望まぬ者ハあり、ますまい
然レバ造化の神慮ハ暫く差し置いても人の望む所ハ行末
益繁昌して幸福の増加と希ふ、認めんバ改進黨義を取ら
ずハその希望を達する事ハあり、あせぬ若し人、数万物の
依然として進歩するをあるバ世界の景況ハ天地の
初も今日も異なるい、認めれど人の望を限るい、りの
了拾をいれバ百を望む百をいれバ又千を希ふ情ハあり
かゝ世界ハ益開きて不便を變じて便利とあり、小福を變
じて大福とあること、でござり、古典は天神の勅して伊弉

諾伊特冊の二神は此漂へる國を修成せとあるハ、此より
以前は物毎の成り、め世界なりしを二神の修成し、い
しより人類万物の進々蕃殖したるハ疑ひる事、よて復
佐之男神の船を造りたり、木種をまきたり、天照大神の箱
種を保食神のりとし、取寄せて作りたり、養蚕をば、
紀より大國主神の國を造りたり、湯泉を開いて、鑿鑿禁
厭の法をたてたり、なされたるハ當時あり、所の事物は足
りりとなされず、益國の富む様は愈人の幸福を増す様は
この神慮より既にあり、りのハ害を除きて利を擡し、いよ
ど無いりのを作り、よめて幸福を進め、る事、午段を尺
し、あへるりのよて今日の人々の在來の物毎は安んじ、
て一層開明し、歩を進むる道を開くと同じ、でござり、さ

レバ天子様を尊敬して忠義を励こし人民相互の幸福
を増加するに力を尽して國を富すなりする目的ハ
變じてハるらん替へてハありませぬ其目的を達する
手段と方法とハ時は違ひて宜しい様は設けて運ぶハ
ありませぬ神を信仰するも神代は神々かまされ通り
は今日行てぬハありませぬとて何れありませぬ事よ
レ時は應じてなれぬ神の所業ハ主眼たる目的を
達するは其時はハ在様なされぬハありませぬのるよ
今日て其時代と大なる相違あるとてあれハ國を利し人
を益しなされる神慮を心とし其目的を達する方法ハ今
日ハ今日と適し様ありてゆへハありませぬ夫故にこ
そ神習といひ惟神といふも其御心の目的とて其所を

午本として習ふべき証として何れ古風とされぬハありませぬ
といふるにハありませぬ夫は何ぞや神道者といへハ古
風を其儀より守らぬハ國体こそむとしか神慮は叶てぬと
か思いつめて文明は進んで開化は移ると嫌ふて其人の志
ハ神慮をかたふしと思ふて何れありませぬとて實ハ燕
や雀なまが大鵬の心と知りぬといふと何れ神慮を知
らぬかとのとて大なる相違下ごやれ然レハ改進黨主義を
取るのが即ち神慮をかたふす所にて國体を保つし之は詔
たりとていと思はれませぬ

甲氏曰く神道者ハ改進黨主義を取るべきを論じて詳しかり
ますたが其改進黨主義を達するよとて當時節として何を改
め何を保つて宜しいて何れありませぬやう

余曰く一席の談話より一々申し盡し難きものありんば時
勢の变迁するに應じて宜しきを制せねばありませぬわ
ら先主義の大綱を定め置きて其餘ハ時ニ應じて取扱を
ねばありませぬ左の箇條より主義の大綱を定めたらば
よいと思われまは

天子様の御尊榮を保ち人民の幸福を全とすへき事
人民の権利を堅固より國權を保持すへき事

慈善勤儉の気風を養成すへき事

民力を養育すへき事

宗教ハ信仰の自由に任すへき事

甲氏曰く希くも毎條に説明を加へられりて詳し其主意の
あり所を示しおへ

余曰く毎條の説明をみせば一席の談話より尽すべから
ず然れども折角の所あるれば主意の大略を御話し申す
べし第一條の天子様の御尊榮を保ち人民の幸福を全と
すへき事とも日本帝國の精神より第二條以下の如きは
皆此一條の主意を實地に施行し得るの方法に過ぎん今
一言を以て先づ其大意を説明すれば人民の幸福をさへ
得れば日本ハ共和政治とありし天子様の如何様におな
りませぬしと之を顧みずとの趣意はあざんば又天子様の
御尊榮に保ちぬれば壓制束縛人民ハ牛馬同様の取扱
を受ずとも之を顧みらざれば及むずと之の趣意はあざ
んば一方よりハ天子様の御尊榮を保ちて合せて人民の幸
福をも得一方よりハ人民の幸福を得て合せて天子様の

御学業を以て保つる主義であります即ち帝室の御学業と
人民の幸福とを二つあかす失たざるの主義と視て宜し
き認て御座る古来よりの事蹟を考ふるは東洋諸國にてハ
勤もすれば天子様の御学業を保ちてハ人民の幸福を顧
らるゝ及むざるの趣意の者も御座る又近來の西洋諸國中
もハ人民の幸福を以て得れば天子様の御学業を顧らるゝ
に及むぬとの主義も随分流行して居ります右の如き主
義とも反對して私の第一義と心得まするハ上ハ天子様
の御学業を保ちあがら下ハ人民の幸福を(共和制國の人
民も及ハざる程も多く)得たい主義で有ります又表面規則
の上ハ免れ角も實際に於て帝室の御学業を保つとも人
民の幸福ハ十分は全く得らるゝ者と考へ居ります私

の考へよてハ此條の精神ハ苟も日本國民たるものハ保
守よても急進よても其主義の何なるを問はず必持とね
ばありませぬ此精神あつてハ身を日本帝國に住きてし
心も他國の籍に轉じたりとせよべきもの下ござる何故
らといへば日本帝國の成立ハ皇祖の勅を以て天子様の
御系統一筋の系の如く混乱なく万右一日の如く治め玉
ふべき國体と定りて左様は國体の定まれるといふもの
ハ我國民を以て共奉する所即ち國家を維持する柱
を立てなされざるに認て國民を以て上を犯し凌ぐ心を
生ぜしめざるハ國家を保つる基礎であるかゝの事にて
ざる是が外國の如く人民の中より有力者が出て君主と
ある様よてハ君主の代り毎に戦争ハ免れず人民の上

を犯す要凡あく小條や足利の如き者よてり天子様の御
位は望ましくけぬハ外國は比類なき國体でござる政權ハ
己の手に握りてり天子様の上は戴きて天下を指揮せぬ
ハ國民が美知せぬ國風なるか御位を奪はんといたり
のハ何りませぬ此の上の西凡ハ天子様の御祖先の君と
立ち遊むされし初祭は此國の主と立ちあるされたる大國
主神の種々の辛苦と積り重ねて漸く國を開き民を治め
あされしものも皇祖の勅よりて故障をいさげ速に政
權を奉りあるされし御遺徳の然りしむる所よて若し
其時は大國主神の日本國萬世の爲は上を犯す者なき忠
君の國風を作り置うんとと思召かゝるるハ國民の尊
上の心もかとの如くハ何りやなや何もし申し難き

でござる大國主神の香しし防ハ國內の神皆防ぐん今
吾去り奉れば誰か服せぬ者あらずと仰せられし通り
全國挙りて服従したるを以て見れば若し其時は防ぎ
されしご輩下の者ハ皆大國主神と共に予を持ちしか
し知れません大國主神の大功ありて仁愛の徳ハ國民を
まつけ武勇ハ服せぬ者あらずして全國人心を大國主神の
向背よりて定まるといふ所あるは大功を以て傲らざ
武勇を以て争をば速に天勅に應じらるされし天子様の
の萬世の大幸福のいふべき國民の永遠に國を誤らざる
大恩徳と申すべきものでござる然れば日本國の精神ハ
忠君の精神なるハ國民たる者ハ大ハ國家の爲小を一身
一家の爲はる事の上よてり仮初は此精神は悖るこ

とありてハ天子様の罪人のこゝろに國民一般の罪人よ
て皇祖又大國主神に對しては罪を免るゝことありぬ
のでござる又千古よりの國體を勤めざれば一方は
て人民の幸福を得んと欲するは民安うらされハ君
かす君さうらされハ國體を失す故は天子様の御
と人民の幸福とを相伴ふて離れず天子様が御
保ちあるは人民も幸福を全とす人民の幸福を全とす
れば天子様の御榮を保ちあるは一方の御榮と一方
の幸福とが消長を共にするに譬へハ影の形は従ふが如
し故は天子様の御榮を保つんとすれば人民の幸福を
全くする様よせぬは人民の幸福を全くせんは
天子様の御榮を保ちあるは天子様の御榮を全とせんは又

天子様の人民の上よ立ちたるは故は天子様を奉戴す
る人民の力の強弱ハ上よ立ちたる天子様の御榮を保
持する大關係のあるに譬へハ家宅を保全する力ハ基礎
の強弱にありと同一然るは維新以前外國と交際する時
代ハ無瓜日の如きあり故は基礎ハ強固なること家宅
の轉倒する憂ハあるれども外交劇に今日ハ大風吹
起し様の力のありは基礎が丈夫であらんと家宅の轉倒
を免るれませぬ夫故は中古人民の無智文盲無氣力なる
ハ治を易しとして壓制するを以て天子様の御威光とし改
略のゆるかりとせし時代とを變りて今日ハ人民の智
を開き氣力を増さしめて政治上の利害得失を論ずるを
許し権力を堅固ならしめぬは天子様の御威力を以て

輝くことを出来ませぬそこで人民の権力が強くあるは天子様の御威光が落ちる様は思ふに無風の日の走へを以て大凡の時は安心するも同じ誤りて大なる心得違て有りませ弱兵の上は立つ將校も強兵を支配する將校も將校は異はふいふれども其支配する兵力の強弱は即ち將校の強弱の差別あり所て有りませやう如此誤りかば人民の権力を強く人民の位置を高くせぬは其上はたぢるさう天子様の御尊榮を保ち御威光を増すにありませぬ仁徳天皇様の勅は民富むて朕富むるにいませ民貧にして君の富むはありと係せられしうは皆格言して言を換へて申せば民の権力強きは君の強きはありいませ民の権力弱くして君の権力強きはありとありべきをてご

かり是よて天子様の御尊榮は人民の幸福と相伴ふて離れざりりのありとを能く御儀おありとこそ人民の権力の堅固はありませぬありませぬやう或部分ハ強く或部分ハ弱いといふ差おかまぢてハ強張り天子様の御為はありと西家の不利益でござる其誤は赤宅ハ建坪内は地盤惣体の力よて持つりのあり故一方の柱礎ハ丈夫なるも一方の地盤が弱けれハ必ず弱い方を潰れませて家は傾きの出来ると同様ののであれば人民の権力を東西南北何方の者も同じ様は堅固にして國はより人より強弱のふい様はするも天子様の御為あり國政を想持合として維持するにが出来ますす地釣合ハ誠は大切なるのでござる偏頗のふい様はありませぬ人民よて

幸不幸の差があるのみならず、國家の爲にありぬ、
から加之國家を保つハ人民惣体の役目、
よつて私ハ厭ふといふも、
納めねばすまぬ兵、
汗水をたらしめて儲けける金銭を出し、
命を資本として兵とあり、
何事も而差國次第よつて私ハ遠
官たてぬといふ意氣地、
よつてハ働うる、
壯健の身体を持ち、
あきら働といふやといふ懶惰者と同じ、
是も國を銘々の安住する家であるといふ、
認の分りぬ、
心得違ひか幸とある、
可々の事なる、
故此はハ日本人民といふ親類の同居する家よつて同居人の損得ハ國の利害といふことを知りて租税を出し、
さむりて、
兵又出るの、
て、
なく同居人惣体の爲に、
なる、
とか、
ぬ、
か國の興廢

よか、
ると、
か、
ぬ、
とか、
り、
よつ、
きて、
ハ、
自分、
も、
一考して、
い、
た、
ぬ、
バ、
あ、
ら、
ぬ、
と、
奮、
發、
す、
べ、
き、
る、
て、
ご、
や、
ら、
い、
う、
る、
意、
氣、
地、
あ、
い、
ん、
よ、
つ、
て、
も、
同、
じ、
代、
價、
を、
拂、
ひ、
る、
が、
ら、
他、
人、
ハ、
相、
當、
の、
お、
を、
受、
取、
る、
よ、
自、
分、
の、
こ、
ハ、
不、
物、
を、
買、
と、
ぬ、
時、
ハ、
憤、
り、
出、
す、
よ、
相、
違、
あ、
り、
お、
や、
ぬ、
政、
令、
を、
能、
く、
さ、
る、
ハ、
人、
民、
の、
順、
良、
あ、
る、
美、
徳、
よ、
つ、
て、
ハ、
何、
れ、
ど、
去、
り、
と、
て、
國、
事、
ハ、
銘、
々、
の、
論、
す、
べ、
き、
限、
り、
で、
な、
い、
と、
身、
外、
の、
事、
は、
抛、
ち、
て、
顧、
み、
ぬ、
ハ、
國、
家、
ハ、
い、
ふ、
様、
に、
成、
行、
て、
も、
苦、
し、
く、
な、
い、
と、
り、
ふ、
も、
同、
じ、
理、
屈、
は、
あ、
る、
故、
誠、
は、
不、
人、
情、
の、
極、
で、
ご、
や、
ら、
な、
れ、
バ、
と、
て、
我、
身、
勝、
午、
の、
事、
を、
の、
こ、
い、
ひ、
募、
り、
て、
政、
府、
は、
手、
殺、
さ、
し、
け、
り、
他、
人、
の、
妨、
を、
な、
し、
て、
な、
ら、
ぬ、
ハ、
勿、
論、
の、
事、
な、
ら、
ぬ、
天子、
様、
の、
御、
考、
を、
思、
ひ、
國、
家、
の、
爲、
に、
思、
ふ、
こ、
と、
を、
い、
ひ、
望、
む、
こ、
と、
を、
論、
ず、
ハ、
國、
民、
の、
役、
目、
よ、
つ、
て、
忠、
君、
愛、
國

の精神の許す所なれば、敬神の志厚き人ハ一層奮発せねば
なりませぬ。高貴繁栄無病息災家内安全と我身の慾の
こゝろへ立て祈禱をしたり、宮奉りをすゝのこゝが敬神の
務。よてハござらぬ國体を定めざるは、神慮の目的を
明らよ心にて其目的の果せよ貫きて勤めやうよ勤む
るが近む。今の天子様は忠義とあり、遠くハ神様は事あり
道でござる。是等の事ハ諸君の職として能くく人民を教
へ導きまされぬば、ありませぬ。

甲氏曰く第二條の主意ハ如何

余曰く人民の權利を堅固にして國權を保持すべきを凡
前條は述べたり。主意よて分ることあり。先一言を以て
之を説明すれば、人民各自の權利を堅固にして犯すこと

能ハざる程に至りしめ其權利を尊重するの心を以て愛
國の精神を養ひ國權を保持するの熱意で御座る。随分人
民の權利を顧みずして國權を保持する國柄も世界中ハ
之れ有る事あり。右ハ元と正當あり、人民銘々の愛國
心より生じたる國權の光りハ之れ無く云ハ、附け焼
又と申す類なれば、私考へよてハ先づ國人銘々の權利
を堅固をとりしめ其愛國心を盛よして以て國權を保持す
るの意味あり。元と國權と申すハ外國は對する我國の權
利下でござる人と人との間ハ相互の權利ありて犯さざ
犯されずして各名譽も汚さず、實利も損せぬものなれば
甲國と乙國との權利ハ強弱があれハ弱き國ハ強き國と
同等の場合よ立つての出来ぬハ、譬へハ自力の大國と幕

下と腕力の強弱と手術の巧拙と差異あるうゝ位置の
區別あるは同トく貧者ハ富者ト使ふハ富者ハ貧者を自
由ト使ふも貧富の別あれバ同等の人あらず使ふ者と使
むる者との差異を生ずるか如しそこで他國の世話よ
なれば一國の力よて西を保つを獨立國といひて他人の
厄目よあざむいて自分の働きよて家を持つが如きもの
でござり故に國權ハ一國の名譽を保ち實利を失はぬ根
本となる訳よて之を損ずると保つとよよりて國の興廢
を分るものにてござり國の權利ハ大切なるものよて一度
他國よほしてハ容易に挽回のあざぬことハ旧幕府の時
に外國と條約して治外法權海關稅などの權を彼よ與へ
たり條約改正ハ中くの骨折でござらぬ此條約改正

を遂げねバ日本帝國の獨立ハ保つていへりあやぬか
國權の振張ハ國民體體の力を以て尽さぬハ國の恥辱
之より大なるハありあやぬ國と西との交際のはよハ若
國公法といふものかありまして強弱の別よよりて損益
を生ずり梯の不公平ハあい様なれども其實ハ國力の富
強ハ公法を左右する力ありて午前勝手の理屈をつけ甚
しきハ公法も何れも無頓着よて遣付ることハ強國の常態
で有りまけんや油断をふらぬことにてござり或人ハ日本
ハ小國よて所詮獨立の力あるはあざむく畢竟交際國同士
の格氣よて今日の安寧を保ち他の一強國の爲よ左右せ
られぬものありと論ずる者もあれども一強國の有とる
るも交際國一同の共有屬國とあるも國の獨立を失ふよ

ハ差異をいふ事なるが日本ハ小國として富強あり英吉利
獨逸佛蘭西などより比りて大層なる相違もあく人口を
三千八百萬もあり面積ハ二萬四千七百九十四方里もあ
り加之土地ハ瘠たるとあり氣候ハ惡しきとありこれ
ハ物産ハ幾許も蕃殖するをゆべく四方は海をうけこれ
ハ水産を盛に起しゆるるに至る殊に國の位置ハ東洋の咽
喉といへべき所はあれハ歐米各國の東洋諸國は通商の
利を求め國權を張らむとするよし日本ほど關係の大に
るハありやせぬや三千年八百萬の人心が一致して奮発
すれば平時ハ物産を蕃殖して國を富ますことも出来べ
く事あれば國を護るに足る兵力ハ無いとハ申されまや
ぬ憶病なる人の自分の影法師を見て魔物と恐るし

と同一く勇氣の振しぬ時ハ外國の恐嚇は驚うされど
り外國人も憶病あり付込て恐嚇をいふ事もありま
しやうやう國民の勇氣を振らせぬハ國を富ますよし兵
を強とするよし所詮目的を遂げられませぬ日本ハ小國
ありといへども英佛獨りども甚しき差異ありされハ國
民一致和合して獨立を保たんとせば諸強も恐るよし足
らば交際國同士の恪氣はよくして僅に一國の有るをば
免うるよし共同屬國たることを免うれ難きは至るを思
ふハ他は午後あるべきよしあらず唯國民一致和合して國
權を振張するよしあるのよし然るよし主權ハ國民の權利の集
まりて成るものよしされハ人民各自の權利を重んずるの風
を養ひ國權の振張は及ぼすべき順序に従てぬハありま

やむを得ずハ分子の抱合して一物体をなすハ分子の抱合
力強クれば物体の堅固あると同ジ故ニ國民の一致和合
をたもつハ實ニ國權を堅固ニ一國の獨立力を強クする
の基礎でござるそこで國民の一致和合を厚とするハ人
民相互の權利を重んずり互を養ひ人々互ニ權利を重ん
ずり至れば國ハ即ち國民の權利を保つ城郭なりて國
權堅固ありざれば自己の權利もまた堅固ありざるとを
辨じり至るから國民相互の權利を重んずるの精神厚
きニ起ると従ひて國權の重んずべきを知りて一致和合
して一團結をなすハ必然あり故ニ政府よりて國民の權
利を伸びし道を采うざるハ國民のを知りて外國の
を知らずといふべきりのよて壓制束縛の力ハ好し國民

を制しゆるとも外國ニ對して毫も其力を及ぼすとのる
りやりのいふがず人民を壓制する權力の強くするは従
ひて外國ニ對する國權ハ弱くするべきなりでござる夫
故ニ政府施政の主義を公けりて國民ニ方向を示し言
論自由の道を開きて國の運するに實する利害得失を論じしめ
務めて輿論は従ひて治を計るハ官民一致和合の根本ニ
て即ち全國の人民をして權利を重んじ一致和合して國
の獨立を保つるの要法でござる多數の爲は少數を制する
ハ事宜はよりて尚忍ぶべし少數の爲は多數を制するハ
決してなすべからざることあり皇祖の天子様を立玉へ
るも人民を壓制束縛するが爲はあざむく人民を蒙りて權
利を伸べしめ人生の幸福を保つはせんとの所主方あり

と窺て此大國主神の邪神を掃平し人民繁増の道を開き
まへるも所為者の為は多数人民の不幸を受るを故ひと
かりのるんば神道の擴張に力を尽す者ハ實は人民の権
利を伸びり又障礙するかのを除き愛民の神慮を遂げん
事を勉めぬハ亦りまやめ然れハ言論集會の自由を興へ
て甚しき害なる事無けれハ禁制をやめ様は仕度きと
あて此仕懸ますれハ政府と人民との間ハ傳話機とくけ
たる様の力のあり又民間の事態事情の映写する寫眞鏡
とくけて置くと同しく外飛は顕るれりことた勿論内
心の思想まで知れずといふと無き大便利重宝なるに
ありて實は政府の利益を大なる力のてござり政府と人
民との間情意の通せざるを與りれハ互は思違ひあはく氣

を惡くするにあく雙方の親し厚くありて國事の円
滑は行ちるも良習慣をなすべく別して我國の如く人民
の幾千年來國事を重んずるの心智く一切政府のあすは
任せ無言主義を取りし旧習を一洗し護國の任ハ在政府
の人のいなきん人民の上よしあることを知らしめ勤皇愛
國の働をなせしむる利益甚大あるべし或ハ斯の如くせ
ば輕躁過激の徒として言論を恣にし治安を害すること
ありんとこの心配もあるべしれど人民の言論しして非る
る者ハ政府ハ其非ある誤を指示して論辯し治安は害あ
る者ハ法律に照らして處分すべし之を憂ひて言論を自
由ならしめざるハ人民よりも政府の不利ある誤でござり
殊に言論を自由ありしめざるが為は國の不利益を知り

つ、傍觀して論ぜざる者をも生ずべく又之が爲に却て
激論を布き現内閣を倒すはあらざれば國事を誤るとし
遂に言ふべしうらざることを放言し爲すべしうらざることを
あす者ありといふべしうらざるは是水の溢るしや流るしの道
無れば其力能く堤防を崩して流るゝ道を作るか如きも
のあり別して名譽心の熾る者ハ政府の禁制する所世
人の容易よせざる所ハ好んで之を行ひ之は因りて人心
を得て身を立てんとするが爲に故らに激論をあす者も
しとせざる言論を禁ずるも之を自由なりしむるも均しく
激論を鎮定する能くばとありハ寧ろ之を自由なりしめ
て人民の言論をきく政治上の一の過を補ふの用は供せ
んハ時の宜しきを制する政略あり又大臣の徳義心と其

の度量の大なりしを明示する者でござる禹の洪水を治
めたるや水勢は抗らざるべし其流れんとする方は流し
溝渠を通じ堤防を築きたりし因て治切となせり今民間
の激論を鎮定せんは言論を禁制して人心を激し政府は
抗する力を起さしめんよりハ言論を自由なりしめん人
民の望む所は任するは過ぐるハ無るべし荏苒改めずし
て人民の欲することとを禁制せば人民もまた政府の許さ
ざることを強てゑんとするの悪風を生ずべくして獨
今の政府の爲は取りやりのしありハ國家の將來は悪習
を作出す恐ろしきこととでござる然れども今日まで政府が
言論集會を自由なりしめんも亦或ハ在野有志者の自
から之を招きうるの形跡なきよしあり何とすれば

有志者の論する所ありて動もすれば空理を走りて實より遠ざかり過激にして親切ありば其の行ふ所もまた軽躁にして着実ありざるが如きは往々之なきはあらざればあり凡そ事を論じ之を行ふは其理正しきは似たりとも實際は益なきとあり又利有り事といへども緩急其時を誤れば害を生ずりも少うは然るは有志者の建言又ハ意見を述ぶるは於て動もすれば過激にして着実ありざる者ありば果して國は利あるであらうや如何哉と危ぶまるとあり恐らくは將來一の件有り毎に人心も激昂輕躁よりしむるの偏を作るはつらまじき歟一概に國家の大事は當は激論はありざれば利なく躁急ありざれば期を誤つと云ふ訳もあるまじき力の及ぶ限りは田滑

は政治を改良し為し得らるしむけは飽進も耐へ忍びて着実に成功を期するこそ當然の通行あるべし然るは若し其長すへき午段をも其さびして一身の切名心は動かさぬ實際は行はれしむべき筋道はし由らざる其境の容れられ易き午段をもなすべしして徒ら論争を急激し恐嚇の挙動を示すに至りば國人一般の為は疎く忌むるの恐れなきもあらざる斯の如くある人は誠は惜むべく又憾むべきの事と云ふべし別して名を有志者は仮りに不當の事柄を以て思慮なき人民を煽動し人民の希望斯の如し輿論の欲する所以通りなるといふが如きはありは後らよ人心も軽躁ありしめ政治上のこゝろらば高工業の上あり農業の上あり世間一般の事は冥する悪習を養

成すの罪亦遁るべし。斯の如きハ誠ニ慎まぬハふ
らぬ事ぞござり

甲氏曰く弟三條の主旨ハ如何

余曰く慈惠勤儉の気風を養成すべき事と主張する所以
ハ其大意ハ下の如し抑一國の盛衰ハ其國の風儀より生
ずる所の結果あり富者ハ慈惠の徳あり貧者ハ勤儉
の徳ありを以て是を一國風儀の最上あり者とす此風儀
が行これざりまはたてハ如何に國人の憤激心が盛られハ
とて到底かたりきみの國とありま過ぎば其實力ハ決
て之れなき者あり熟る近來の世態を見るに貧者ハ勤
儉の徳遍りざりか如く富者ハ慈惠の心乏りざり
や見受けりる此辺ハ両同様ニ深く注意すべし事あり

殊に我々の如き教法家ハ廣く世上に慈惠の主義を傳へ
窮苦の民を救ふを以て己れ自らの任とあり又世人とし
其方は勧誘すべき筈の事あり政治上と離れ一人の常行
として一方は勤儉を行ひ一方は慈惠と務むるの徳
を國人は養はしむべき者あるは別して一國治安の上よ
り考ふれば尚更慈惠勤儉の二徳ハ今日必要の場合と思
います我國の現状を見るに貧民の増加ハ年々多し公賣
處分を受れて住むべき家なく衣食を充つべきものなく
妻子離散饑餓に迫る者あるハ實に見聞に忍びざること
でござり此通ある貧民ハ懶惰として働かず自ら陥りし
る者のこよハあらば多しハ業を営むし妻子を養ふ程の
金ハ得られず田圃を作ると租税は納めたる残餘よてハ

生計を立てるに足らぬ労役を厭ふぬし使用して呉れ得べき備主なき等の不幸の爲に強壯なる身体にて辛苦に堪ふる力を持つが如し此惨状を免れ得ざる徒らんに畢竟貧民の増加ハ地方に事業振てば物産起らざるの致す所なりといふ亦或ハ公費の賦課法宜しきを得ざるに因るしある等免れ角に此通り貧民増加し無職の者多しあるハ國の富を作り出すに盡き労働者の業を失ふるは獨り貧民の不幸を憐むのみにあらずに國の爲に哀むべきことにて早く救助して業を就きて自治するを以てせざるは遂にハ不善をなすこと免れず礼節を知るも衣食足るの後あり老人の饑渴するを見幼兒の食を乞ふて泣くことと其身にてハ實に腸を断つ情禁する能はば悪と知り

つゝも悪をなさざる能はば一人を害し身もまた罪をゆるし至る者も之あるべき誤でござらん加之西洋諸國は於て社會主義の専ら貧民社會に流行するを見れば其主義の感深し易き貧民の増加するハ實に忍ぶべからず論者は因てハ貧民を救助するハ婦人の仁にて到底救いぬらん能く者もあらず且つ國に懶惰の弊を啓く者にと必ずしも之を救助するに及ばずと論ずる者もあり余ハ如此論者ハ外國の政治家でありとすき文明の主義ハ人情外にあるりの疑を生じ政治をなすの本旨ハ富豪者との保護するに止まりて細民に及ばざるものなるもの送を起した程のことでござらん誠は慘酷の証あり若し早く所をして眞実ならしむるも其ハ外國のことにて我

國は關係多々れども細民結合して社會黨を生じ動しす
れば富者及び政府に對し不徳の挙動をあらんとする形
跡ありハ畢竟其の救助法を立つべき責あり政治家等が
如此き論を為すより細民の方よし止むをねず此の如
き不善をある者の起ることあるべし然しハ我國の貧民
社會は以て惡風の傳播せざる今日に於て禍を未萌に防ぐ
の備ありざるべし其備たる他はあらば貧民を救助し
て業に就らしむるよしありと思ひます幸は各地は慈善の
志あり者ありあらば貧民救助の力を尽す者あれば人民
保護の任は當る政府に於てハ慈善家を奨励して財産の
法を設くべし士族の貧困する者ハ財産金を賜ふりて
特典を蒙れり獨士族の貧は救ふが平民の貧は救ふは

及びんとしハ理ハあるべし若し政府の關係す
る能ハざるの事あらば天子様ハ父母たるの地位より
赤子たる人民の貧困に迫るりのせざるべし之を救
助して業に就らしむるは天子様の御心ごとく
るは天子様より救助の法を立玉へば救助の利益ハ
人を活かしは在るのよしあらば民心を帝室に收攬して敬
愛する情を増進せしむること大なるべし幾百千年を経
るも貧民あるは社會にありべし然し貧富の懸隔の
餘り甚しく常に貧者の多數を占むるハ悦ぶべきこと
なく富者も其害をこそ蒙むれば別は益を受ることなし
此ハ貧民救助法を設けて業に就らしめ此機會を利用し
て勤儉の気風を養成するハ我國永遠の福祉を作るかの

てござる如何なる良法も之を行ふは機会を以ててござる
ハ人心と感ぜしめて實際の利益を起すの力を弱きも
のなり今や貧民増加し其部類の者ハ概するは金儲をす
るは巧は働く^はとの智力なくして不幸に陥りたるが多き
は居る也といへども其意中を察すれば往事を顧み某
の事有し時は如此なりてありハ今日の辛苦はハ陥らざ
りしありむ彼の一件は當りて益働きたるハ斯の如き貧
あるはハ至らざりしありむやしく餘裕ありし時は浪費
せざりしありむ營生の資なきは苦むことありむやど
種々の考を起して幾分が勤儉の方へ心を向てしめしむ
者有べしれハ此機会を利用して一方はハ然るべきの業
と掛け一方は勤儉の気風を養成せば金儲せんと欲す

るハ人情の常より別して其道なきは苦む貧民あるハ
競りて進むハ鏡は照らして見るか如くあるハ譬へハ流
る道筋なき水を以て下流を閑きて導くか如き有様あ
る也然れハ救助の爲は費す所ハ多きし奢侈淫逸の消
費の如く無用の費より毫も將來に利益を生ずること
なき類はありし即ち我國の富を作るの資本は費す所の
でござる勤儉の大切あり今日貧民ハ懶惰あり者の
こはあらむ辛苦は堪へて勤めんとすり日々の衣食を
さへゆさる苦む程の有様ありは貧民は説くは汚を厭
むに働くに費を節儉すべしといふし既に働くこと斯
の如きも日々の食をゆること難く何の残餘ありて節儉
すべきものあらんやと云ふハ無論なる有様なり一時

奢侈の風流行し常用品の一よつきてし在来の物よて用
の足るも新形の物を用るべれば他人ハ禪坊一舌番と
て嘲笑ひ自分しましあ懐よて無理ある金策をして買
ひ取りねバ面目なき思を有したる有様ありしハ都鄙一
般の風ありしが貧民増加の原因も幾分ハ此風の吹起し
たる事ありべし然レバ勤儉の氣風を養ふハ實ニ必要よて
彼英人の一時の事のよとに掛けずして少々宛なりとも
後付しる事業を始免朝うと晩まで弛まず絶えず我仕事
を勵み眼目もふらず一心不乱ニ唯仕事大切と勵む風俗
を養ひ度ことてござる或ハ氣のまきたり著しき働きを
いかし間の抜けしる様のことも有りべし然レども何事よ
も根強く始終変らず仕遂る風ハ之よよりて養ふ外ハな

く之より其基固くして確ありとハふい記でござる大山
師の目立つ働をして一時ハ大金を擡り取りよせんとなす
る様の風ハ實ニ恐るべきとみて人々此風よあり僥倖を
當りて騒ぎ出す時ハ真身ニ仕事ニ力を入れざる様よ
ありて一國の人心を輕佻よする弊害ハ即ち文明の事物
を取捨する函の改進を計る上よまが及びて政事上の一
大妨害を作るよ至るべきにござる政治上の議論を
て輕佻過激の害を防ぎて実着四滑ありしめんよし國民
の營生上即ち日々の仕事を勤むるよ僥倖を望まず着実
に働くの風を養ふよあり然レバ今日の貧民を救助して
勤儉の氣風を養ふも我國永遠の福祉を作るものありハ
一時其費ハ多くとも惜むべからず又授産の法よ付き或

る論者ハ海外ニ植民地を求めて貧民を移し新日本國を
造ること英國の印度佛國の安南東京に於るか如くせば
無用の貧民を利用して有用の勞役者に化せしむること
よて貧民ニ生命を保つ地を與ふるのこゝろ本國に於
我國の金庫を作るのありと論じたり以策或ハ然らむ
然れども今日の急を救ふハ小より大に及ばずの法を
以て先友の如くせば可ありべし北海道ハ勿論東北ニハ
開墾すべき山野多く物産を起すべき土地なりとせば
先之より着手すべし様よし又改良を加ふれば莫大の利益
を生すべきものも多しれば夫等の事物を改良すべしこと
として貧民を使用し又貧民自治の法を設け度きことな
れども何事も資本ハ肝要なり故に貧民自治の法を立る

るも資本のゆ易き道を開くと第一の急策あり傳聞くよ
佛國ニハ質屋ハ政府の設立しして利子を低くし典物を
流さば貧民の便利を計る法なりと今此法を學びて質屋
を設けバ營利の爲に人民の設立すべしと同日の論ありず
して借得る金額多くして利子少く加ふれば典物を流
さざるの便利ハ貧民を救助するの効力極めて大ありべ
し是直接に金を貧民に与へて救助するより好まず即ち貧
民の生を營むの資本を貸付る法なれば貧民と懶惰あり
しむる様の憂ふく貧民ハ業に就くの資本を得易く政府
もまた年分の歳入とゆるしに至らむ又各地に貧民救助の
工作所を設け貧民の製造する物を買入る、法を立て少
しく價を高く買取りて遣らば一方は營業の奨励をな

し一方より後、金を費さばして救助するの利ありま
しやう然れども政府の公費を以て是策を行ふ如何や
の疑ひなきよりありぬバ之を私設の性質とし天子様よ
り恵恤金若干を賜ひ其餘ハ慈善者ニ勸告して資金を出
さしむるハ此法より宜しきをぬバ貧民を救助し勤儉
の爪を養ひ民心を帝室ニ收攬するの利益ありべし本條
の主旨を主張するハ箇様の認でござる尚此外より救助
法ハいくらしある歟

甲氏曰く第四條ハ如何

余曰く民力を營養すべきことりハ主意ハ御維新以来國
費の多きは當然のこととして文明國なる歐米諸國ニ交り
國權を失わざる様にするハ制度文物より百般の事柄

國の富強を進むるは必要ありとのハ我の不便ありハ
捨て彼の便利ありを取り我は未だ無きとのハ彼は學び
て起し別して四面海をうけける我國は海軍を備へ海
防を嚴よせぬバあらず其費を惜んで躊躇すれば外國と
對立することあらずとて國民の貧富の度を見れば外
國の如く富裕あらず國の体面を汚すまいと欲すれば國
民の堪へ難き金額を徴收せぬバあらず國民の懐のこを
考へてハ何時までも國の体面を保つてあらず実は今
政府ハ苦心痛腦あり者あり加之人民の方よりハ國と國
との上よりハ大事ハ辨へぬ者多く動しすれば徳川氏
の時代のことを以て今日の租税のことを論じ我懐より
金を出さぬバ國ハいりよあるとも無頓着あり様の徒し

ゆゑならず十年前勝年の不平をりふたり國税として出さ
ねばあかぬものも隠さるゝむけは出すまいとする様の
有様ありハ智慧のふいのる者番ありのる何事として我身
知らずの心ゆ遠でござる 國家ハ我々の生命財産權利を
納めたる藏庫と見ればきりのよて國家破るゝ時ハ其中
は納めたる生命財産權利を保つてハなりませぬ我々の
衆の藏庫や納屋として破損すれば修繕し締を固とす
るハ藏庫納屋の外見を羨慕する 誤りて無く其中よあ
る品物が大切よて雨露に濡れたり盗賊に取られたり
てハありぬかり金錢をけけて修繕する 誤りてそこで國
ハ即ち我々三千八百萬人の掛替るべき生命財産權利とい
ふ大事あり 品物を納めたり藏庫るれば十分は修繕し堅

固よておろねバありませぬ是まで私の藏庫ハ盗難よ
あつたり事のふいうらとて盗賊の仕様が巧よありてハ
普通の錠前でハ安心あらず板構のまゝてハ懸念ありあ
り取替て堅固よせねばありぬとあり 今日のみ如く外國と
交際する時節よありてハ昔のまゝよて安心してハ居ら
れざるよて人を見とあり盗賊と思へたりと諺もあり
全体外國人ハ宗旨を信保するに心ゆく其戒戒ハ人を
害するよと己を害する如くせよといひ盜をばしてハあり
ぬといへハ能く守り慎みて悪事ハせぬ者と油断のあり
誤あらず随分巧は他國を奪ひ取るうら外交の繁き時勢
よなりてハ先方よて欲しく思ふて目をつけてし取るべ
き間隙のふい様よ堅固よて置とが上策でござるそこ

ては維新以来國の代償が始まりて堅固にするを以て
費用の出所がふい為に不十分の修繕をして置くもの
い様は物品の持主たる我々三千八百人ハ張込で出金
せねばありませぬ保しあがり高賣の資本も何れかし其
方は張り込でハ藏庫ハ丈夫となりてハ營業の資本は差
支て十分の働のありぬことハ譬へば藏庫を修繕するよ
其中入れておくべき物品を悉く賣拂ひて費用は充てた
ると同ト藏庫を堅固にするも品物が大切あるかりのこ
るれば釣合を取らぬバありませぬ然れば今日國庫の歳
入の釣合ハ重きう輕きうといへば外國は比べてハ二十
年度豫算の國庫の歳入ハ七千九百九十三萬六千八百七
十四にて人口一人は對してハ貳円九錢五厘に當り西洋

諸國にてハ佛國の一人割拾九圓貳拾九錢五厘ありて
多分にて魯國の四圓九拾六錢三厘ありて尤もあり
バ日本の軍入ハ一人割魯國の半割よりも少い方でこ
ゆる斯の通り内外國の比較を取りて見れば我々ハ樂
る方にて外國人ハ難義あり方ありども我國ハ御維新以
來新しき店開きを以てハ國ありかぎり物品を製造す
るは器械を採へねばならず受顧主と交際のためハ種々
の仕構せねばならず支店も諸方にて設けねばならず商
賣巧者の人も備ひて店の者も習せねばならず一切の
道具器械から高賣の仕組掛引の規則などを定むる最中
にて未だ農畜工の業振とハ物産起るぬ故にせす方ハ尋
く入り力のハ少ありハ店開きの初ハ免られぬことなる

ども今暫くハ幸抱して古道具よて大層の害ありハ新規
は拵へず下濶し後顧主の歡心を均ねハありぬとて古く
かゝ得意多き老舗と同一様は何れも一時よせば一歩
づゝ進む様よせぬハ店構を美觀よありても諸道具類ハ
沢山よ出来揃ふてし入費の續うぬ所より中途よ廢棄セ
ぬハありぬ大妻の起るまいりのよし何れもそこで今暫
くハ國費を省き力を傷む様よて初一年よて盛よす
る見込あり一かのハ二年かゝりてもよいうち中途よ蹉
跌の無き様よ一度きるでござる政府よて何事し一時よ
入費を多く多て輕卒よすれば其爪ハ下よも移りて人心の
輕躁よありて幸抱強く着實よ働め様よ必ずありませ
やううら國の爲よハ深く思慮せぬハありませぬ政事家

の弊ハ大事よ誤らざりて小事を忽よすりの積るよあり
人民の過ハ小事よありざりて大事よ眼のよといぬよ在
れハ互よ能く戒めぬハありませぬ封建の時ハ物種税よ
て金納よありざる故よ人民ハ甚ぶ苦痛よ感ぜば加ふる
よ地方分権よ一國一藩限の政を行ひしから地方の資
金ハ常よ地方よありて他よ出ず今ハ租税ハ金納とあり
中央集権の制とありて故よ地方の資金ハ年々其地と去
りて其地の殖産高法の資金よ融通するよとありばそこ
で租税ハ封建の時より減すよとて地方の金融ハ鬼
となりて困難を免うれぬざるの道理あるよ租税よ
昔ハ僅よ田圃よかゝる租を納めて其他の税を無きよ均
しく冥加金よどの名目よて出金せよし資力あり者よ止

されば一般の人民は苦痛を以て藩用を勤め
しことあれば徴兵に應じて就役する今日の如くあり
ず然れば資金の地方を去るさへ困難あり種々の税お
り又地方税町村費を以て十九年度の地方税収入千八百
九十二万八千三百貳拾九圓よて十八年度の區町村費收
入千四百貳万五千貳百九十三圓あり故に政府よて諸般
の事いさぐ整頓せざるが為に歳出す金さりの多し
歳入の少なきを感ずれば人民の年許し物産起りざらば
為に税金と入金と相償して苦痛を覚ゆり事を察せぬば
ありずやぬ人民の富みて租税の出金は苦まざるを以
て民間一般の上を顧みざるは譬へば各省の中定額金
の餘裕あり一省何のを見て不足の苦む他省の事を顧

みざるは同ド故に地方人民の苦痛の聲を察するは妄り
に午前十勝午の不平を鳴らす計りとも思ふれぬこととてご
ざり其外は道路改造あり学校建設あり郡衙警察署ありど
の建設あり公然賦課するはありずして寄附金の名義を
以て出さするもせざるべし但地方税町村費の如きは人
民の年を出るも尚其地方に留まりての多きは地租國税
金の國庫に藏まりが如くありざれば地方人民の困難は
甚しく其中より別して隣むべきは農家よて終年働ま
て漸く獲るものハ地租を始め所得税地方税町村費を以
て出して其餘す所ハ實に僅あり地方の物産起りざらば
因なきはありず中國九列又ハ東北國に鉄道を開くの議
ありは株金の其地方のこは募ることをせずして都會の

富家の力を借るもの多きは是有益の事あるも地方の
資金の乏しきは因るの事実でござり然れハ國事多端新
よあすべきりの多き急を下さぬハあはれ事少ある
らざる時あれども地方ハ全國の富源あり全く涸れざる
今日よたて水脈を通りて流れて尽ざるの計をなさざる
べしと云へハ家宅の修繕をなすか為る水源の山林を
濫伐し良田を注ぐべき川流を涸りして收穫を減じたり
が如し家宅如何は美觀を加ふるも糧米減ずれば一家
の生命ハ何よより繋ぐことをわん故は暫く忍ぶべし
りざるを忍びて改費を除き民力を養ふの手段を施し租
税を減じ且徴集の法を便しして費用を省き度きとてこ
かり雜税の内よても徴集費多し且人民の煩雜は苦しこ

て強て徴集するも全く國庫は納まりごと僅少あるべき
ハ之を免除すればとて歳入を減じて改費の支出は困難
を興ふることあるべしと云へハ之を免除して生ずる差
支ハ暫くして民力を養ひ人心を悦服せしむるの利を大
あるべし殊に諸税起るを待て地租を百分の一よまで減
ざんとし且天子様の勅言よありて其以來新起る
諸税実よ所りず然れハ地租の幾分を減じ煩雜ある税
を免除して一方は人民を聖徳に潤く一方は改
費を省き又諸税徴集の法を便しす至其減ずる地租の
為る國庫の歳入を減じて施政の差支をなす程の事ハ
ありと云へハ徴集の法を便しすれば其為る除く所の費
も阿るべしれば此は減ずるも彼は償ふとを均すべし

地租の幾分と煩雜の税とを免除するとすれば施政の上
に支障を與ふるやなうとすべし民力を養ひ且民間
の苦痛を智くするの利ハ民心を悦びて政府の方向
に赴く一むる一政略なり國會開くるの後ハ代議士の議
よりて更に増加することありとも其ハ人民の希望即
ち輿論よりなるべし之を以て不平を鳴りて政令を
悦びざる者ありは是れ人民自ら行ふて自らの苦情を
なするものあり今日ハ稍や之は異なるの場合ありと思
はざるべし故に今日ハ君がべしとざるを君がハ民
力も養ふのこゝろならず現内閣の信用を國會開設の後失
はざるの政略あり或は保しあがり私ハ闇雲は一すし政
費を減じ二すし儉約せねばならぬといふことあり節儉

の主旨ハ省略してゆくる金を復大利をねるの資なり
今日國庫に納めしむる金を少くして民力を養ひ他日
大にねらるべき道を作るの手段でござり昔から経済家
の極秘の手段ハ一度使ひ切して再び戻りのなき死金を
使ふぬことありすべき事し僅の入用を吝んでせび一文者
この百失ひをすべし儉約の主旨はありす消費を減じ貯
蓄を増すの目的ハ益なき事ハ一物も費さば必要の事
ハハ**賊**力を尽してしなす遂に爲の準備と心得ぬハ
りませぬ政府人民共此本旨に悖らず政府ハ民力に適
せざる租税を課することなく不急の事を省く又ハ情実
を以て費を増すことなく人民ハ租税を納むるを吝んで
政府をして事を起すの機會を失はしむること無く一已

の都合のむ計りて全國一体の損益をわけるか如き煩を
なすこと無うば政府人民共よ生金を使ひて其費す所
ハ大利を得るの資本とありざるハなるべし是私の政
府人民よ希望して止まざる所てござら又人民よ望む所
のことあり其ハ職業を勉勵する一事よて元来人ハ在来
の物を使ひて渡世するが其本分ハあらば無き物を作
り出し在来の物を改良して費を除き利をよくとすべし働
きとありぬばありぬかのよて精神を始且目鼻口手足を
具するハ即ち其働らきを為すためよ得ざる器械の外
られハ速力十分ある汽船の如く世間の劇しき模様ハ大
風暴浪の起りたる大洋の如きものあり故よ十分の速力
をよして針路を進むるよありざれば大風暴浪よ堪ゆる

能ハざるハ今日の形勢でござら然るよ汽船よて機関
の働きと失ふよ時ハ和船の大風暴浪よ遇ふと同一く覆
没を免るるよと能をざれば精神の活動を十分よて耳
目鼻口手足等の器械よて有する所の働きを具さしめ
世間の大潮よ押流れて覆没すること無き様よなきぬバ
ありぬことてござら人々此働きを十分よあせば禍を免
りて福とぬるの地よ進むこと何の疑りありむ古より
豪傑の事をあすハ皆其身よ具する器械を働いて辛苦
艱難を以て幸福功名の資本とせざるハあり大國主神の
國家大造の大功德ますも種々の辛苦艱難を積重ねぬい
し結果あるハ諸君の知るが如くあれバ今日の困難ハ神
の我々の價を頭をいへき時機をよへたりかのと思ひて

困難を以て將來の幸福を作る資本と利用せんと心の心が
けよて根氣強く勉強せぬハ亦いぬとてござる 諸君ハ此
主旨を敷延して人民を教化しむハこと 實に國家は天下
を、今日の急務であります

甲氏曰く第五條ハ如何

余曰く宗教ハ信仰の自由と任すべきものとすハ宗教
ハ政權の及むざる心中は信仰の地を占むるものあり故
人民の信仰は任するの外ハありませぬ外政を治むる政
治上の主義でさへ保守改進黨急進派との區別ありて人々
の好む所は因て主張する事ありハ別して内心を治むる
宗教のことありかり人々の安心する所は任せて自由な
りしむるを制の宜しきをねらふものといふ一語ハ如此申

セハ諸君よハ西洋諸國ありハ宗教の信仰ハ自由としてし
よんれど我國よて自由と任せてハ宗廟を始め國家有功
の神社まで信仰せぬ端緒を開く様ありかのよて國体は
悖る大變の事あり國民としてハ必神道を信仰せぬハあ
らぬ義務があると維論あるまじやう一通りハ尤ある
御論あると尊敬と信仰とハ區別あり國民としてハ皇祖
を尊敬し國家有功の神を欽慕せぬハありませぬ然るよ
安じ上よかりるよまげと皇祖よ及ぼして信仰するハ皇
祖を神佛耶蘇の各宗教の主神本尊と同ト地位に置き奉
る訳あり國体の上からハ皇祖より至るものハ無く全国
人民の一致共奉して尊敬すべき訳ありども宗教上即ち
来世の安心よかりるよハ大國主神の掌りあるる 函冥主

宰の神権ありて皇祖の勅より大國主神ハ幽冥事を治むべしとあり大國主神の御言より吾ハ幽冥事を治めむとも又百不足八十隈手と隠りて侍らんとも阿の諸君の御美知の事とてござり然れハ尊敬すべき國体上の主神ハ皇祖よりて宗教上の主神と信仰すべきハ大國主神とてござり尊敬ハ政治上と屬して信仰ハ宗教上と屬すともとの區別して見れば宗教ハ信仰の自由と任せとれむとて皇祖を尊敬せぬ様の間違ハあいとてござり如此申せば夫ありハ大國主神を始自餘の神ハ信仰を自由と任せぬバありぬが如何であるかと又一論の起りまやうが其御論の通全國一般又信仰する上ハありぬと決して在梯よりありぬ次第とて無理遣り又押付てハ安心の出来る

ことありぬ真より人々の心より難有思ひ誥めたるありぬバ表面のこの仮装あり故は何の役も立ちませぬ元来役目とてする仕るハ厭ふても差措く訳ハありぬものよて外形と顯るもの行政上の事ハ夫とて宜しけれと眼力の及むぬ内心の事ハ私ハ神を信仰するといふと口といふと心とが違ふてハるる心底より有難く思ふて無くてハ信仰ハなりませぬ然るは其内心の事ハ見るるが出来ぬより人々の自由と任うより外なきハ宗教とてござりそこで愈諸君の働か肝要とて心底から有難く思ひつめて佛や耶穌の教師が一生懸命と勧め

ても神様であつてハ安心ハなまぬとりよ様は人心と放
込ふあさふぬハありませぬ無味の物かあれバこそ好味
の價り分り毒物かあれバこそ滋養物であつてハと思ふ
と同じるよて信仰ハ自由よまうせてこそ眞は神様の有
難いりも人々よ分る様よすうごとが出来ることなり強
て奉ぜりめんとするバ外形上ハ信服すう様よ見えても
内心よ信服せぬハ譬へバ壓制苛令を以て人民を壓服す
るか如し外形上うし見れば不平をりよ者もあつて改令の
指回通りよ従ふ故悦服して居るうと思へバ大間違よて
指回通よせぬバ罪を獲不平をいへバ罰せりやうし信
服しちう様よ外形を繕ふて居るのこよて内心よハ不平
充滿し時機あつてバ突して政府を倒し都合よく改令を改

せんとすうハ壓制政府の下よ立つ人民の常態でござる
始うし自由をよみれば人民悦服して政府を倒すの改令
を改むのとりよ大變り起らず常は國家ハ太平よて國
王を推戴する人心ハ眞は悦服するあれど無理は押付と
る未ハ破裂の及ぶ所諺よりよ法師か悪けれバ袈裟まが
及ぶの訳よて取戻りのあつぬとよなおります外形上よ止
まり政治上のよさへ如此訳まれば別して安心よかゝる
宗教ハ自由よ任する外よ午段ハあさかのてござり以上
の論ハ政府の宗教上よ對する處置をりよ訳よて人民よ
ありてハ宗教を撰びて信仰せぬバあつぬとよて安心の
あり宗あるれハせ留よ斟酌すうよ及びず何を信仰すう
も勝手なれどハ宗教ハ心の肥料の様あるかのよて外形

の挙動は結果を顕むるまゝと譬へば田畑の肥料は用
るる物の性質よりして作物の性質は相違を生ずるが如
し然れバ君主國は君主國適當の宗教あり共和國は
共和國適當の宗教ありて立教の主旨より見れば主神を
異こそすれ神道し佛法し耶蘇教し其他の宗派し大同
小異して人を憂ふること己の如くせよ又惡ハ去すべか
らず亦ど教へて善を勧め惡を懲すの外無く耶蘇教は余
より外は上帝ありべからず偶像を拜す勿れ拜跪す
たゞれ崇奉す勿れ我耶和華即ち爾の上帝ハ断じて他
の上帝を以て我は匹敵を許さざるあり我を惡む者ハ
之は禍し父より子及び三四世に及び我を憂して我誠
を守る者ハ之は福し百世に至らんといひ又我來て平を

地に致すと意ふるや我來るハ平を致すは非ず乃ち我
を興すことを致すのこ蓋我來るハ人をして其父を誅し
女をして其母を誅し婦をして其姑を誅すむ而して人
の敵ハ即ち己の家人あり父母を憂ふこと我は過る者ハ
我は宜しやんば子女を憂ふること我は過る者ハ我は
宜しやんば其十字架を任じて従ふ者ハ亦我は宜し
やんば其生命を傷む者ハ亦我は過る者ハ亦我は宜し
者ハ亦我は過る者ハ亦我は過る者ハ亦我は過る者ハ
の主意は皆へ耶蘇教は流布すれハ國害を醸す如く是れ
といふ虚心平氣は論ずれば釈迦の所謂天上天下唯我獨尊
といふたゞと同く之より言ふべきは其宗の主神本
尊と崇するハ各教同一の誤あり父母より主神本尊

を崇敬せよといふしまた素より然るべき所あり他神を
拝すべからずといふも信仰を一に集むる宗教にてハ必
如此行ふべき記して佛おといへども来世の安心ハ本
と立てしる所ニ専念依頼すべしと教へ他神を信仰して
もよいといふがらハ耶穌教と異なるを以てござら我
来りハ平と述すは阿らず我を興す者といふも云い
ひ様ふれども従来信仰する所を改めて己の教ニ従く
めんとするは我教ニ背く者あらば我を興してし服せ
しめむあふぬと外ありざるべく又父母を疎まむる
も當時猶太教の勢盛にて該教にてハ父母の子女を取扱
ふも甚苛酷ありことて子の不幸大あるを憐みて父母を
して顧み慎む所ありしめ子女しまた父母の苛酷を甘

んとして不幸ある境畏し生活得ること無らしめんとして殊
更ニ此劇語を布らつ外ふいでありまやう是れ耶穌
教とよとすりよありす彼教の爲に辯護するよしあり
ぬと私の見る所ハ耶穌教の本旨は遠くすまい然れハ
教法の主旨から見れば各教大に差異あるれども其教會
政治に至てハ甚き區別ありて君主國の政体の如く秩
序を正しく立てたりあり共和國の政体の如く平等均一
の主義にて秩序を立てざるあり是が宗教を信仰するよ
つきて撰むぬハあふぬ所でござら我國ハ皇統一系万世
に仰奉る國体にて秩序の正しき國なれば将来此國体を
守り天子様の御尊榮を保つとも此秩序を正しくするハ
建國の組立を堅固とする記あるがら苟も秩序を立てざる

教會政治の主義ありキのを信仰するハ君主國ニありテ
共和政治を唱ふると同トルルバ宗教の利害ハ失を撰ぶ
ハ其教旨のこ目を留めずして教會政治の如何を詳ニ
せぬハ亦いぬとてござる教會政治のこ目ハ目し付ルル
西洋諸國ニてさへ今日ハ見解を自由ニする様ニありた
る旧約全書や新約全書を目的として耶穌教を論ずるハ
必竟耶穌の眞の利害善惡のあり所を知らぬ者と思ひま
す

甲氏曰く然らバ耶穌教ハ防ぐニ及むル佛法ニ倣する人
心ハ改めざるニ及むる歟

余曰く諸君の神道布教ニ従事する目的ハ唯此の教義を
以て此の人民を教化するを本意とあすべき者なれば此
の教義の盛衰ニ従ひ他の教義ニ消長を生ずると否や
とハ恣テ自然の成行ニ任すべきなり我々ハ其本を務む
べし其末を務むべしと云ふ本とハ何ぞや神道の教義を以
て廣く人民を導く之と云ふ末とハ何ぞや徒らニ耶穌
教佛教等の他宗を攻撃するを本意とあすを云ふ苟く
し心其末ニ走る時ハ即争鬭の結果を見るのこ目にて却て
世益を起す能はざれば其心本を務むるニ在れば教化の實
大ニ行ハれて無用の争を減ずるニ至る右ハ亦く注意致
しらば俄と存し候且つ諸君の意を専ら他宗攻撃のこ
在りバ徒らニ世間を擾るの罪辭すべしと云ふ者ありべ
し何故なれば佛法ハ衰へたれども積年人心ニ深きたる
かりハ一朝ニて地を掃ふべきニあらず又自然の勢ニ

任ずりも盛なるといふはありは僅に學術に其學理を存
するに止まるの外はあいてありすやう是人智開きざ
る時代は盛なりしものハ蒙昧の人心に遠くたるが故に
て人智開くるとは従ひて衰なりハ當然のことでござる各寺
院は信者の納むる金穀の大に減り来るハ一ハ國稅地方
稅等の増加するに従ひて信原上の布施も亦減り一ハ佛
法を信原する心は變動なきも其金を他の事業に用るの
の國益ありと思ふ人心の進歩は因るものよて今日尚出
金を辞せざるハ僅に祖先の慣例を替へてハ己の面目家
格を固くすると思ふ心の致す所よて眞に信仰の力は出
るハ稀なりであるやう況んや佛者の戸籍の權を握
りしハ人心を佛法に繋ぎし者あるよ一度其權を剥が

れたるハ従来人心を繋ぎし網を解きしものよて尚
依然信者のありハ僅に積年の餘習の人心に存するに因
るのこ譬へハ封建の制郡縣と變りたるは旧藩地の人
心の旧藩主を慕ふが如く永く恃むべからざることあり昨
今東京府下の各寺院よて貧民學校を設きて教育するハ
誠は結構あることよて自然人心を佛法に繋ぐの力あれ
ども人智進むに従ひて悉く佛法の信者たるは安んずべ
きよしあらず教育の思と佛法の信原とハ素より區別あ
りし夫等の徒は悉く信者とあるとするは下等社會の
者よて其勢を以て佛法を維持するをゆゑ也實東あり
こととてござる唯佛者の中は博學多文の豪傑起りて國を
利し人を益して宗教上の信原よりハ其人の利世安民の

徳と慕ふ所の多かるに至らば或ハ佛法の再び社會に盛まるの期有りとも知れませぬ故に佛者の我を攻撃して神道布教の妨をあやむる以上ハ宗義を問ふべ力を合せて人心を開拓し忠君愛國の精神の種子を播き國の文明を進み富強に至るの地を作るを良策と思ひます耶蘇教ハ防止せんとすとも流行ハ免れざるものよて政府ハ宗教を信仰自由と任ずるとも制度文物ハ耶蘇教の本國たり歐米諸國に模倣するより耶蘇教の徳義もまた我國の制度文物の中にも含まざるハ稀ありべし然るに神仏各教家々強て不當に防止せんとすれば宗教自由の政略に悖りて治安を害し保せて將來國の文明を進むる上は種々の支障を有し外交上の妨害もまた少なるより至るべ

し今日ハ獨外國に交を断ちて鎖港すべき秋はあらず鎖港してハ國を保つ能わざる時あり上ハお止むるべざるの勢を察し彼を防止するの策ハ彼は矛先を向はずして我教法をして人心に普くするの神道信者の心中一の城郭を築き彼の刺撃を受るも壊破せざる手段を天すの外有りべし故に進んで彼を撃つるの策を取らずして退きて我を守るの地は立つる上策と思ひます

甲氏曰く神社と教會とハ今日の如く別立するを可とするより又ハ神社より立てる教會ハ旧は復するを可とするより私の希望所ハ神社と教會とハ一つに度りのと見へり是神社建立の主旨に即徳を尊敬信仰するより記して教會の信仰に成立つと異ありと有りざれば亦神

官としてお會の葬祭を執行するを悪しとせば別其人
をお會中より置きて取扱ふに可なり希といふ論を示
しむへ

余曰く神社の成立ハ種々ありて一概論に難けれど畢
意今日の有様は差置くべきものならず神社より
成立するに教會ハ旧より復して神社より取扱ふにあり
まじぬ現今の制ハ神社ハ政治上より祭る所として神社
とお會といハ其祭神を同じくするも關係なきものとせり
故にお會よりハ出雲大社を信仰する者多いなり大國主
神を祭れば信者の心を取るに便利なりとすれば之を祭
るも勝手あり事比良宮ハ信者多ければ之を祭らむと思
へば祭ること自由あり更にお會の本宮は關係なきハ

お會は都合よくれども神社の爲は宜しういふこと
あり譬へば他人の名望高く世の信用厚きより新しき事
を起すに當りて先方の承諾をうけずして其名色を用ゐ
ると同し人と人との中より神社とお會との間の如き事
ありハ随分やゝましく欲はハ裁判所は持出すことありあ
るべし是神社とお會といハ離るべからざる者あり強て
離らざることありお會を神社より離ししるハ神
社より教會を取扱ふハお法部内のことを政治部内より
取扱ふに同しく且神社よりお會を取扱ふに逕々外
流行すれば其信者の神社を見ること宗教の主神と同一
く他神を拝すべからざるの旨を守る者ハ神社を疎
んば神社の爲にありざる故にお會を離しお亦ハ國民

の分として神社を敬するに彼もまた耳にして故障
をいふやるべしとの豫防策は出るまででありすやう然
るに時勢一轉して今ハ國幣社の名あるも年々経費金
を賜たるに或らず拾五年間保存金を賜りて其内を以
て経費に使ひ残金を積みて保存の備金とするに由るべ
し然れば神社お會を分離したる時と今日とハ神社は對
するの政略ハ變つたる者よて拾五年の後は亦れハ全
政治上の關係を断ちて獨立せんととの訳あるやも知る
べからず保存金下賜の事実上より見れば私の考も亦
失ふにハありやるべしそこで政治上より神社を祭るハ
印徳を尊崇するの意よて古義旧典に因るべしと今日と
ありてハ耶穌教國よて印勳ある人の為に建る紀念碑と

同ト様に見るにハありざる若し夫よりハ尙更神社ハ
教會と一つにせぬハありざるあり之を一にするに
耶穌教を信する者のありと疎すべきはありす紀念碑を
建りて有印者ハ旧教を信するも有べく又新教を信
するも有べく又旧新二教の中にも亦れハ分れし
ハ種々の宗派の信者ありべしと印勳を慕ひて之を建
る人民ハ宗教の區別を以て親疎の別ハ立てずや然れ
ば神社よてお會を取扱やうとして他の宗教信者の
敬を欠く訳ハありやうと英佛兩國の如きは國
おを立て或ハ國庫金を以て保護し或ハ國税を取ると同
ト様は人民より國おの費を取ることあり國おの旧新孰
のおを問ふに國民ハ兩おの信者孰れも均しく其費

を出して辞せむ又政黨主義のやうな一き面ありは表面
こそ政治とも關係を斷ちしれ内部ハ彌張密着の關係あ
りて或ハ保守黨の主義と均しきお會政治とあり或ハ改
進黨と同トキ政治をあせし國おとありたり以上ハ保
守黨の内閣とありし改進黨の改推を取るも己の主義は
互いあがりあおの爲に貫を出すことよりありハある
でござる然れハ耶穌教の流行の爲に神社とお會と離さ
ぬハ利ありしりし理ありを知り玉へ又神社お會の分離
しる爲に神社ハ迷惑を交くること少らうらず何故な
れハお會よて本社は無沙汰よて其神を祭りて我お會の
祭神ハ出雲大社又ハ事比良宮と同神と説きて該社の信
者をお會よ引付とるハ現今の勢よてお會ハ該社の神徳

を説きて信者を招へるからお會の盛よるれば該社の信
者多くある道理よて自然集詣り増し歳入も多とある理
屋あれども實際よ之よ及して従来神社よ納めたる信財
もお會よ移して神社の歳入を減ずるの弊を生ぜり又神
社とお會と別れてあれハ将来お會の勢力強くするハ神
社ハお會の爲に制せらるること免れぬでござるま
す彼是を思へハ神社とお會とハ合すべきものよて之を
合すれば神社お會の間は弊害の生ずることなく神社保
存の主旨も貫き易きハ鏡よくけて見る様あり併あがり
政府令して合するよ及ぶ合し度きハ神社とお會との
協議して合さるお會設立の初より神社よよび又ハ神
社よよりて成立するも合離ハ雙方の随意よ任ずれば

政府ハ宗教上之入りて彼此と指揮するにありければ
當り障り有りべからず合せ上ハ宮司のお會政治を
直に掌るも別は其人を授けて扱ふるも総べて宮司の
権内の事とすべし但其歳入のことハ社費お費は使ひの
區別を嚴重あり規則を立てしめ認可の後行そむべし
以上の如く論ずればお會を合せしる神社は官國幣社の
名義ありて國庫金を以て經費は充るも英佛二國の國お
の費用を國庫又ハ租税同様に取り供ふると同トと他お
の信者ありとして不可を唱ふべきものハ有りざるべし然
てハ神社の處置も少し改めぬハあつぬとが有りまざる
甲氏曰く希くハ神社の處置を改むるはつきりの論を
すむ

余曰く今の官國幣社ハ改正すべきもの多し其要を挙ぐ
れば宗廟始皇統よりくる神社を才類國家有功の大
にして建國の初よりゆき由緒あり出雲大社の如きを才
二類として紀元以後の功臣を祭る湊川神社の如きを才三
類として各社格を定めて經費を國庫より下賜すべし其
餘歷朝の天子様皇后様又ハ武將人民などの一時の信仰
歸依よりして成立ちたる類ハ調査の上或ハ一時限の保
存金を賜ひ或ハ帝室より例祭に限り祭祀料を賜ふり或
ハ全く氏子の手より保存せしむるも有るべし以上ハ唯
意見の大略を申すものにて委しくハ他日尋問を待てば
なりことよしまやう

